

65歳以上の方の介護保険料が変わります。

第2期(平成15～17年度)までは、合併前の住んでいた市町で保険料の設定が違っており、保険料にバラつきがありましたが、介護保険制度の見直しに伴い、第3期(平成18～20年度)から新しい保険料が設定されました。

平成18年度からの保険料「基準額」が決まりました。

うるま市の保険料の
基準額
59,400円(年額)

=

うるま市に必要な
介護サービスの
総費用

×

65歳以上の方の
負担分
19%

÷

うるま市に住む
65歳以上の方の
人数

保険料は「基準額」をもとに所得によって分かります。

所得段階	対象になる方	うるま市の基準額	調整率	年額保険料(月額)
第1段階	○生活保護受給者の方 ○老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	59,400円 (年額) 4,950円 (月額)	×0.5	29,700円 (2,475円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の年金収入が80万円以下の方等		×0.5	29,700円 (2,475円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税の方で、本人の年金収入が80万円を超える方等		×0.75	44,550円 (3,712.5円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方		×1.0	59,400円 (4,950円)
第5段階	本人が市民税課税されていて、前年の合計所得金額 ^{※2} が200万円未満の方		×1.25	74,250円 (6,187.5円)
第6段階	本人が市民税課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上の方		×1.5	89,100円 (7,425円)

※1 老齢福祉年金:明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

※2 合計所得金額:所得とは実際の収入から必要経費の相当額を差し引いた額です。

☆ 保険料の所得段階が5段階から6段階に変わります。

従来の保険料第2段階を細分化し、負担能力の低い層(例:年金収入80万円以下)には、より低い保険料率を設定する。

☆ 特別徴収(年金からの天引き)の対象となる年金の種類が増えます。

これまで天引きの対象となる年金は、老齢(退職)年金のみでしたが、遺族年金及び障害年金も対象とする。

お問い合わせ : 介護長寿課 介護管理係 ☎973-3208